

○調停の申出事項について

(令和5年12月1日)

沿革

令和7年1月17日

開発事業等に係る紛争調整に関する条例第2条第6号及び同条例施行規則第1条の2をはじめとした同条例及び同条例施行規則の規定及び趣旨並びに開発事業等におけるまちづくりに関する条例の規定及び趣旨から、調停の申出事項については、下記のとおり取扱いとします。

記

1 申出できる事項について

申出できる主な例

- ・日照
- ・プライバシー
- ・建築物の高さ
- ・離隔距離
- ・通風
- ・建築物の壁面の仕上げ及び色彩
- ・駐車場、自転車駐車場、清掃施設その他の公共施設等の規模、配置及び形態

このほか、「建築物や公共施設等の規模、配置及び形態その他これらに類する事由として市長が認める事由」についても申出できます。

2 申出できない事項について

下記の事項に関する紛争については申出することができません。

- ・ 建築物の規模、配置及び形態等に関するといえないもの
具体的には、店舗や有料駐車場等の営業時間、貸テナントに入る店舗の種類や業態、管理運営規約に関する事、臭気、工場等の稼働時間等のような事項があげられます。
- ・ 工事に関するもの（工事車両に関するものを含む。）
- ・ 行政上の規制及び取扱いに関する事項
- ・ 中高層建築物以外に係る電波障害
- ・ 金銭補償に関するもの

以上